

チャレンジ品目支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県の特産品として将来性が期待される大和野菜等のチャレンジ品目の安定生産を支援し産地の強化を図るため、県内の生産者で構成された組織等に対し、次条に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
新規有望切り枝品目生産拡大支援事業

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のうちいずれかとする。

- ・ 3戸以上の県内の生産者で構成された代表者の定めのある法人格を持たない農業者組織
- ・ 県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人または農事組合法人以外の農地所有適格法人

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。なお、補助対象となる基準は別表に定める。

事業区分	補助対象経費	補助金の額
新規有望切り枝品目生産拡大支援事業	切り枝花木産地振興事業（R3～5）で導入を検討し、栽培適性及び市場性が高いと評価された品目（以下、「新規有望品目」という）について、生産拡大を図るための苗木及び植え付け時に必要な資材の導入に要する経費	当該経費の2分の1以内の額

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税

法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（変更の承認の申請）

第7条 補助事業者は、当該補助事業の内容、経費の配分等を変更するときは、変更承認申請書（第2号様式）1通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第5条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の30%以内の増減とする。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第2号様式の「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に置き換えた申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 知事は、補助金の交付を決定した場合であって、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び監督）

第9条 知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の適正な施行を図るため、必要な指示及び監督をすることができる。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 完了報告書（第4号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(完了検査)

第 11 条 知事は、前条に規定する書類の提出があったときは、現地、書類等の検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定による完了検査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第 13 条に基づき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、速やかに交付請求書（第 5 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条に規定する交付請求書を受理した場合であって、その内容を適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、第 8 条第 1 項の規定によって概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の額の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の不履行が明らかになったとき。
- (2) 第 6 条の規定により知事が決定した内容及び付した条件に違反したとき。
- (3) 第 11 条の規定による検査を正当な理由無く拒んだとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 支出額が予算額に比べて減少したとき。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 20 条第 3 号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 20 条ただし書の規定により知事が定める期間は減価償却資産の耐用年

数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

（帳簿及び証拠書類等）

第17条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（事業の実施状況報告）

第18条 補助事業者は、別表に定められている時期までに、実施状況報告書（第6号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事業消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

別表

事業区分	補助対象となる条件
新規有望切り枝品目生産拡大支援事業	<p>県内のほ場に新規有望品目の苗を作付けすること。</p> <p>作付けを行った次年度以降もせん定作業等の栽培管理を行うこと。</p> <p>栽培管理の実施状況について、管理記録を作成すること。</p> <p>収穫開始年度までの毎年度末までに、新規有望切り枝品目生産拡大支援事業実施状況報告書（別記様式B）を県に提出すること。</p>